

告 示

埼玉県告示第三百二十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年四月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―三三一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市岩槻区大字浮谷字捻橋千五百十二 外五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千六百二十三・二七立方メートル